令和7年度 福祉活動応援助成金 交付要項

1 目 的

全国的に地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が各地域で進められています。 地域住民が「我が事」として参画し、人と人が世代や分野を超えてつながることで、互いに助 け合い、地域を共に創り、共に生きていく社会を目指しています。

飯山市では小地域における住民主体の福祉活動をさらに進めていくために、赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、地域に根ざした住民の助け合い活動等を行う様々な分野のグループ・団体を応援するための助成を行うものとします。

- 2 募集期間 令和6年10月1日(火)~10月31日(木)
- 3 助成期間 令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)
- 4 助成金の交付対象

(1) 助成対象事業

次のいずれかに該当するものとする。

- ① 高齢者、障がい児・者と地域住民の交流を目的とした活動
- ② 孤立・孤独に対する支援活動、居場所づくり
- ③ 高齢者、障がい児・者の移動・外出支援
- ④ 福祉施設・病院への訪問活動
- ⑤ 地域見守り支援活動
- ⑥ 地域住民への福祉普及活動
- (7) その他の地域福祉推進に関する活動で会長が特に必要と認めたもの

(2) 対象とならない事業

- ① 国、県または市の補助金を受けた事業及び国、県、市等の外郭団体から助成金を受けた事業
- ② 分担金、負担金の支出に限られる事業
- ③ 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業

(3)対象となる団体

地域福祉活動を推進する団体・グループ・小中高等学校および NPO 法人等(以下、「団体等」)で、次の要件を満たしていること。

- ① 団体・グループ・NPO 法人においては規約が定められており、事業計画と予算が策定されていること
- ② 赤い羽根共同募金活動に協力いただけること(募金箱の設置、街頭募金活動等)
- ③ 反社会的勢力と関係を有する団体等でないこと

(4) 対象経費

科目	対象となる経費	対象とならない経費
諸謝金	講師の謝礼金等	・申請団体の会員のみを対象にし
		た研修会や勉強会に係る講師の
		諸謝金等
		・申請団体の会員に対する諸謝金
		・講師の土産代
旅費交通費	講師の交通費や宿泊費等	申請団体の会員が研修等に参加す
	ボランティア活動に必要とされる交通費	る際の旅費
消耗品費	消耗品の購入費	
印刷製本費	パンフレットや研修資料等の印刷代	
通信運搬費	チラシ等の発送料、連絡文書等の郵送料	
	電話・メール・FAX代	
賃借料	会場の使用料、器具の備品レンタル料	
保険料	対象事業の実施のためにかける保険料	
備品購入費	対象事業で使用する備品の購入費	
その他事業費	上記以外で、事業実施に必要不可欠である	
	と本会会長が認めたもの	

[※]団体の経常的な運営管理経費(職員の人件費、家賃などの経費)、飲食代、懇親会費、交際費、 慶弔費、積立金は対象外。

5 助成額

対象経費の10分の8以内とし、4万円を上限とする。(千円未満は切り捨て)

6 申請方法

助成を希望する団体等は「福祉活動応援助成金申請書」(様式第1号)に必要事項を記入し、 期日までに飯山市社会福祉協議会事務局へ提出する。ただし、小中高等学校を除く団体にあっては団体の規約又は会則、事業計画、会員名簿を添付すること。

7 選考及び決定方法

「長野県共同募金会飯山市共同募金委員会」の審査により、助成金交付団体等を決定する。 (令和7年3月の予定)

8 助成金交付について

助成金の交付が決定した団体等は助成対象事業終了後、「福祉活動応援助成金実績報告書」(様式第3号)に領収書及び活動の様子がわかる写真・成果物等を添付し、<u>令和8年3月31日までに</u>飯山市社会福祉協議会事務局まで提出する。それに基づき助成金額を決定し、その後交付とする。

9 お問合せ先

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会 事務局

飯山市大字飯山1211-1 飯山市福祉センター内

電 話 0269-62-2840

FAX 0269-62-2904